

特別定額給付金の給付事業における今後の執務体制について

特別定額給付金は、令和2年8月26日（水）をもって受付を終了いたしました。
締切日までに提出された申請は9月16日（水）までに給付を行う予定です。また、不備があった申請については、10月中旬頃までの再提出等を促してまいります。

（1）執務室について

期 間	執 務 室
9月1日（火）から9月30日（水）まで	501 会議室・503 会議室 (502 会議室は使用しません)
10月1日（木）から10月30日（金）まで	503 会議室

（2）電話対応について

① 9月1日（火）から9月30日（水）まで

- ・ 市民問合せ：ナビダイヤル 0570-00-2552
503 会議室（内線 2503・2507）
- ・ 内 部 連 絡：501 会議室（内線 2505・2506・2501）

② 10月1日（木）から10月30日（金）まで

- ・ 市民問合せ/内部連絡ともに 503 会議室へ（内線 2503）